

広島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年五月九日までの間、縦覧に供する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字板ヶ谷字大平山一六二八番二地先から 山県郡安芸太田町大字板ヶ谷字大平山一六二八番二地先まで		九・七〇〇～一四・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)
		四九・〇〇〇	延長 (メートル)
	一一・八〇〇 三四・二〇〇		拡幅